

食肉中の 硫黄

硫黄

硫黄は、食肉などの食品で保存料として使用される品です。これに対して深刻な反応をする人がいるため、食品安全条例で厳重に管理されています。

酸黄をむことができる食肉製品

食肉産業では、硫黄は以下に限り使用することができます。

- ひき肉を使用して生産される一部の加工肉、家禽類、獣鳥肉（例 粗みじん切り、角切り）
- 一ニヤソーセージ、チキンローフ、ターキーローフ、フランクフルト、ランチョンミート、ポリッシュサラミ、デボンハム、加工ハム
- 生の未加工のソーセージとソーセージ用肉
- ソーセージ、ソーセージ肉、ソーセージリッソル、チポラータ、BBQ ソーセージ、ビーフ & ポークソーセージ、チキンソーセージ
- ソーセージ肉から作られたハンバーガーパティ

500mg/kg 以下の二酸化硫黄が最終成品の中に存在することがあります。

酸黄をんではいけない食肉製品

- 牛肉、鶏、羊肉などの生のひき肉
- 「100% 肉を使用した」ハンバーガー用パティ
- 新鮮な生肉、鳥獣肉、鶏肉のホールサイドと切り身
- ペパローニ、手製のイタリアサラミなどの未調理の発酵肉製品
- ショルダーハム、レッグハムあるいはシルバーサイド(牛のもも肉)などの加工済み(または塩漬けされた)ホールミート
- コーン、プロシート、パストラミ、スマーケチキンまたはターキー(ローフではない)などの塩漬け肉
- ーフジャーキーなどの乾燥肉

罰則

硫黄を誤って使用した場合は、食品安全基準条例、 NSW 食品条例 2003、州の規制食品安全構想の違反となります。 NSW の法規の下では、食品安全基準条例に準拠しない場合、個人の場合は最大で \$55 000、

企業の場合は\$275 000 の罰金となります。

詳細情報

- 以下のウェブサイトをご覧ください。

www.foodauthority.nsw.gov.au

- 電話 1300 552 406 のヘルプラインにお電話ください。



Department of
Primary Industries
Food Authority

More resources at foodauthority.nsw.gov.au

[nswfoodauthority](#) [nswfoodauth](#)



6 Avenue of the Americas, Newington NSW 2127
PO Box 6682, Silverwater NSW 1811
T 1300 552 406
contact@foodauthority.nsw.gov.au
ABN 47 080 404 416

More resources at foodauthority.nsw.gov.au  [nswfoodauthority](#)  [nswfoodauth](#)

January 2016
NSW/FA/FI045/1601-Japanese